

警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会開催要綱

1 目的

これまで消防庁では、組織としての安全管理体制の構築・整備については「安全管理規程（案）」を、警防活動時等及び訓練時における安全管理については「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」を示すとともに、事故防止のための安全管理の徹底について周知しているところであるが、これらの策定から一定の年限が経過していることから、今般あらためて、組織の安全管理体制のあり方及び両安全管理マニュアルの検証を行うこととする。

このため検討会を開催し、組織の安全管理体制のあり方や両安全管理マニュアルをあらためて検証することで、地域の実情や各消防本部の規模に即した安全で効率的かつ効果的な警防活動及び訓練活動の実現を図ることを目的とする。

2 検討項目

- (1) 各消防本部における安全管理体制の構築・整備について
- (2) 警防活動時及び訓練時において職員等の安全を確保するための安全管理マニュアルのあり方及びその内容について

3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長及び構成員は、学識経験者及び地方公共団体の消防関係者等の中から委嘱する。
- (3) 座長及び構成員は、消防庁長官が委嘱する。
- (4) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (5) 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。
- (6) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。